

定款

令和8年2月2日制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、雲仙市土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、長崎県第607号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、別記「地区調書」に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一 県営土地改良事業により造成された農業用排水施設及び農業用道路の維持管理
- 二 県営土地改良事業における区画整理及びかんがい施設等の整備の推進
- 三 土地改良区全域にわたる農地保全事業
- 四 農業用排水施設及び農業用道路の更新事業
- 五 区画整理、暗渠排水、客土
- 六 土地改良区内の土地改良施設及び農用地の災害復旧並びに土地改良施設の突発事故被害の復旧

2 この土地改良区は、前項各号の事業に附帯して次に掲げる事業を行う。

- 一 本土地改良区内における多面的機能支払交付金事業の活動組織から庶務、会計、その他の事業に関する事を委託される場合は、これを受託する。
- 二 本土地改良区内における中山間地域等直接払制度の協定集落から庶務、会計、その他の事業に関する事を委託される場合は、これを受託する。
- 三 本土地改良区内における農地中間管理機構関連の農地集積協議会から事務委託される場合は、これを受託する。

3 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲で、当該施設を他の目的に使用させることができる。

- 4 この土地改良区は、県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。
- 5 この土地改良区は、県営土地改良事業の換地業務を委託された場合はこれを受託する。
- 6 この土地改良区は、県よりこの土地改良区が行う事業に関する調査業務を委託される場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、長崎県雲仙市吾妻町大木場名63番地に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示してこれをする。

- 2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 准組合員及び施設管理准組合員

(准組合員等たる資格)

第7条 次に掲げる者は、この土地改良区の准組合員となることができる。

- 一 この土地改良区の地区内にある土地の所有者であって、組合員でないもの
 - 二 この土地改良区の地区内にある土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者であって、組合員でないもの
- 2 次に掲げる団体その他の者であって、この土地改良区の地区内において土地改良施設の管理に関連する活動を行うものは、この土地改良区の施設管理准組合員となることができる。
- 一 農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う広域活動組織、活動組織又はこれらの構成員
 - 二 農地・農業用水等の資源保全活動、造成施設の保全管理活動、農村環境保全活動、住民参加型直営施工活動、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等の地域貢献活動を行う団体その他の者

(准組合員等の加入)

第8条 この土地改良区の准組合員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を土地改良区に提出しなければならない。

- 一 准組合員になろうとする者の氏名、生年月日及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在及びその資格に係る権利の種類
- 三 准組合員になろうとする者に、法定代理人、後見人又は保佐人があるときは、そ

の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

四 自ら又は第三者を利用して第 11 条第 1 項第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当する行為を行わないことの確約

2 前項の場合において、准組合員になろうとする者がその資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、加入申込書に第 38 条の書面を添付しなければならない。

3 この土地改良区の施設管理准組合員になろうとする団体その他の者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を土地改良区に提出しなければならない。

一 施設管理准組合員になろうとする個人の氏名、生年月日及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地、その他の者にあっては、その名称、住所及び代表者の氏名）

二 自ら又は第三者を利用して第 11 条第 1 項第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当する行為を行わないことの確約

4 前項の場合においては、加入申込書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人以外のものにあっては、定款又はこれに代わるべき書類

二 土地改良施設の管理に関連する活動の実績又は計画を記載した書面

5 この土地改良区は、第 1 項又は第 3 項の加入申込書を受け、これを承諾したときは、書面をもってその旨を申込者に通知し、組合員名簿に記載するものとする。

（資格変動の申出）

第 9 条 准組合員及び施設管理准組合員（以下「准組合員等」という。）は、前条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定により提出した書類の記載事項に変更があったとき又は准組合員等たる資格を失い、若しくはその資格に変動があったときは、直ちにその旨をこの土地改良区に申し出なければならない。

（准組合員等の脱退）

第 10 条 准組合員等は、60 日前までに、予告して脱退することができる。この場合において、准組合員がその資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしているときは、第 38 条の書面を提出しなければならない。

2 准組合員等は、次に掲げる事由によって脱退する。

一 准組合員等たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

3 この土地改良区は、准組合員が脱退したときは、その旨をその准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の組合員に通知しなければならない。

（准組合員等の除名）

第 11 条 准組合員等が、次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によ

ってこれを除名することができる。この場合には、総代会の日から 10 日前までに当該准組合員等に対してその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

- 一 賦課金の納入又は土地改良施設の管理への協力その他この土地改良区に対する義務の履行を怠ったとき。
 - 二 この土地改良区の事業を妨げる行為をしたとき（第三者を利用してしたときを含む。以下この項において同じ。）
 - 三 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの土地改良区の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの土地改良区の信用を失わせるような行為をしたとき。
 - 四 暴力的な要求行為をしたとき。
 - 五 法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
 - 六 前各号に準ずる行為をしたとき。
- 2 この土地改良区は、准組合員等の除名を議決したときは、その理由を明らかにして、その旨をその准組合員等に通知しなければならない。

第3章 会 議

（総代会）

第 12 条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

（総代の定数）

第 13 条 総代の定数は、35 人とする。

（総代の選挙）

第 14 条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

- 2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

（総代の任期）

第 15 条 総代の任期は、4 年とし、総代選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第 23 条第 4 項において準用する法第 29 条の 3 第 1 項の規定による改選並びに法第 136 条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

- 2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

（総代の失職）

第 16 条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第 17 条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度 1 回 3 月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第 18 条 組合員が、総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から 20 日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第 19 条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第 20 条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、連携管理保全計画の認可の申請、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更、法第 83 条の 2 第 3 項の規定による権利義務の承継その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第 21 条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに 20 日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の 3 分の 1 以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第 22 条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(准組合員等の意見の陳述)

第 23 条 准組合員等は、総代会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

2 前項の規定により、総代会において意見を述べようとする准組合員等は、総代会

の会日の7日前までに、当該意見の内容を明らかにして、当該総代会に出席する旨をこの土地改良区に申し出なければならない。

- 3 この土地改良区は、やむを得ない理由により前項の申出をした准組合員等の一部を総代会に出席させることが困難なときは、これらの准組合員等に対して、書面により意見の提出を求めることができる。

(総会)

第24条 第18条から前条までの規定は、総会について準用する。

第4章 役員

(役員の定数)

第25条 この土地改良区の役員定数は、理事20人及び監事3人とする。

- 2 前項の理事定数のうち、2人は、組合員でない者とする。
- 3 第1項の監事定数のうち、1人は法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。
- 4 第2項の組合員でない者は、女性とする。

(役員の選任)

第26条 役員は、総代が総代会において選任する。

- 2 この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第27条 理事は、理事長1人及び副理事長1人を互選するものとする。

第28条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長共に欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第29条 この土地改良区の手務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 30 条 監事は、少なくとも毎事業年度 2 回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第 31 条 役員の任期は 4 年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第 29 条の 3 第 1 項及び第 134 条第 2 項の規定による改選、法第 136 条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず 4 年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第 32 条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

第 5 章 経費の分担

(経費分担の基準)

第 33 条 第 4 条第 1 項各号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割或いはテラス面積割に賦課するものとする。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(分担金)

第 34 条 この土地改良区は、法第 9 1 条の規定に基づき、県営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 35 条 前 2 条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第 36 条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(准組合員による賦課金等の分担の申出)

第 37 条 准組合員が、その資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、その組合員の同意を得て、賦課金及び夫役現品の分担方法並びにその分担を開始する時期を書面でこの土地改良区に申し出なければならない。

2 前項の申出(次条の変更の申出を含む。)は、毎年度の賦課基準日の 30 日前までにしなければならない。

(賦課金等の分担方法の変更の申出)

第 38 条 准組合員は、賦課金及び夫役現品の分担方法を変更し、又は分担を終了しようとするときは、その資格に係る権利の目的たる土地の組合員の同意を得て、変更した分担方法を書面でこの土地改良区に申し出なければならない。

(准組合員による賦課金等の分担)

第 39 条 准組合員が、第 37 条第 1 項の申出をしている場合には、第 33 条から第 36 条までの規定により組合員に対して賦課すべき賦課金及び夫役現品は、その申出に係る分担方法に応じて、その組合員及び准組合員に対して賦課する。

(組合員間による賦課金等の分担の申出)

第 40 条 他の組合員の資格に係る農地につき所有権を有する組合員又は所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする組合員が、当該他の組合員の同意を得て、当該農地に係る賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、第 37 条から前条までの規定を準用する。

(特別徴収金)

第 41 条 法第 36 条の 3 の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第 47 条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第 42 条 この土地改良区は、法第 91 条の 2 の規定に基づき、県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第 43 条 法第 39 条の規定に基づく督促は、その納付期限後 60 日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第 44 条 第 33 条、第 34 条、第 39 条、第 41 条又は第 42 条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金 100 円につき 1 日金 4 銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料 110 円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市が処分する場合には、さらにその徴収金額の 100 分の 4 に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前 2 項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

(土地改良施設の管理への協力)

第 45 条 この土地改良区は、第 4 条第 1 項各号の事業に関し、施設管理准組合員に対し、その土地改良施設の維持管理への協力を求めることができる。

2 前項の規定による土地改良施設の管理への協力の時期、内容及び方法は、総代会で定める。

第 6 章 雑 則

(係及び委員会)

第 46 条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前 2 項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第 47 条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、その地区における事業費の受益者実質負担相当額や編入状況等を勘案して総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第 48 条 前条の規定による加入金、法第 42 条第 2 項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第 53 条の 8 第 2 項の規定により徴収すべき金銭、同条第 3 項の規定

により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第 44 条の規定を準用する。

(基本財産)

第 49 条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

3 この土地改良区は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるための資金を、前項の基本財産として積み立てるものとする。

(財産の分配の制限)

第 50 条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第 51 条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

(事業年度)

第 52 条 この土地改良区の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(電磁的方法)

第 53 条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第 54 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

第 1 回総代会で選任された役員の任期は、定款第 31 条の規定にかかわらず、令

和10年3月31日までとする。

この定款は、認可の日（令和8年2月2日）から施行する。

附 則

この定款の一部改正は、認可の日（令和 年 月 日）から施行する。

別記

定款第3条の規定による地区調書

（八斗木地区）

市町村名	所在	大字	字 名	地 域
雲仙市	国見町	土黒己	野口、高野、白岩、正津ヶ花	一円の畑
		土黒庚	西笠山、赤原、上赤原、矢原、泥渕、丸尾、上丸尾、下栗山、栗山、居位、横道	

（宮田地区）

市町村名	所在	大字	字 名	地 域
雲仙市	国見町	土黒戊	中浅井、下野口、下高野、赤迫	一円の田、畑
		土黒己	内屋敷、日道、下高野、赤迫、中高野、拂山、赤原、西赤原、上赤原、ドンク石、與次兵衛高野、野口、正津ヶ花、其	

（守山地区）

市町村名	所在	大字	字 名	地 域
雲仙市	吾妻町	本村名	畑田、前田、中田、女田、小路、大園、横山、谷頭、杉山、中野原	一円の田、畑
		木場名	五反田、一ノ瀬、下屋敷、坂上、上原口、坊屋敷、北ノ園、平江、大石田、野中、上原、下部屋、上伊場、上部屋、下伊場、下鬼塚、下原口、上鬼塚、下迫ノ小屋、上迫ノ小屋、上一ノ瀬、井出ノ平	
		平江名	浜ノ田、穴町、水町、宮ヶ田、大塚、高宮、口之坪、西光寺、大久保、西ノ迫、大迫、馬渡、羽山、田内川、上西ノ迫	
		古城名	樋ノ迫、山ノ前、鳥居平、堤迫	
		田之平名	珍在手、上熊崎、バンショ田	
		大木場名	大高野、倉子、栗山、立目	

(山田原地区)

市町村名	所在	大字	字 名	地 域
雲仙市	吾妻町	永中名	鼻操、通内、安原、中郊野、半戸石、東通内、南通内、船津郊野、西郊野、上郊野、内高野	一円の畑
		阿母名	隠田、八町歩、宇治ヶ谷、矢八、船津山、松ノ栗、高野、西高野、下高野、東阿母山、大久保、土井沼、鳥の巣原、新切、下鳥の巣	一円の田、畑

(山田原第2地区)

市町村名	所在	大字	字 名	地 域
雲仙市	吾妻町	永中名	永中道、鬼塚、三反山、払山、平原、吹ノ原、船津郊野	一円の畑
		栗林名	栗林広野、上源次広野、柴口、源次広野、六町歩、原口	
		馬場名	浦田、浚松、大広野、高石原、永中、中広野、原口、原山	
		布江名	迫頭	
		川床名	山田原	

(愛津原地区)

市町村名	所在	大字	字 名	地 域
雲仙市	愛野町	乙	鼻穿石、谷頭、上迫、立山、拂山、岩上、中野原、松木原、桑木原、八反畑、天神平、植松、新高野、寝櫓、原高野、六左衛谷、展望台	一円の畑

(南串地区)

市町村名	所在	大字	字 名	地 域
雲仙市	南串山町	甲	一本松平、蔭平、下蔭平、下鬼塚、下鬼塚前田、鬼塚原、鬼塚出原、轡、原、後平、春山新切、松本、上鬼塚、上鬼塚前田、赤山、大屋敷、池下平、池崎、池崎原、中溝、迫田、櫓山、本鬼塚、佛堂、上薬師平、松本中島、持土手、池崎前田、池崎田原、中島、屋敷田、下薬師平	一円の畑
		丙	下田、下道平、下妙見、久造谷、久蔵谷頭、山伏墓、山伏墓道下、小山平、先妙見、中妙見、塔ノ本、飯喰山、飯喰山西、北溜水、妙見山、妙見床、溜水、溜水床、溜水上向、溜水上方、溜水大樋、溜水天神山、溜水南、溜水墓ノ本	

(岡南部地区)

市町村名	所在	大字	字 名	地 域
雲仙市	南串山町	丙	登建南、登建峠、善四郎原北平、善四郎原床、善四郎原床西、善四郎原上床、善四郎原東、善四郎原北、善四郎原北平、奥ノ谷、火道山、火道山西、檜木谷南、札場、札場境、三千原、三千原西、三千原北、仁田原南、大崎谷、大樋、大樋西、大樋南、大平、大平谷、大平南、津波原、津波原床、萩谷南、八石境、八石境東、八石原東、八石原北、八石道、浜ノ谷、遍木大平北、遍木大平西、藪ノ先	一円の畑

(湯田川・大塚川地区)

市町村名	所在	大字	字 名	地 域
雲仙市	吾妻町	永中名	鬼塚、井流、加藍出、熊崎、志根戸、東平、尾崎、尾尻	一円の田、畑
		阿母名	隠田、永深、下払、上熊、森田、長山、島田、胴山、琵琶ノ首、富士平、平松	

雲仙市土地改良区定款一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
雲仙市土地改良区定款 第 1 章 総 則 (目的) 第 1 条 (略) (名称及び認可番号) 第 2 条 (略) (地区) 第 3 条 (略) (事業) 第 4 条 (略) (事務所の所在地) 第 5 条 (略) (公告の方法) 第 6 条 (略) 第 2 章 准組合員及び施設管理准組合員 (准組合員等たる資格) 第 7 条 (略) (准組合員等の加入) 第 8 条 (略)	雲仙市土地改良区定款 第 1 章 総 則 (目的) 第 1 条 (略) (名称及び認可番号) 第 2 条 (略) (地区) 第 3 条 (略) (事業) 第 4 条 (略) (事務所の所在地) 第 5 条 (略) (公告の方法) 第 6 条 (略) 第 2 章 准組合員及び施設管理准組合員 (准組合員等たる資格) 第 7 条 (略) (准組合員等の加入) 第 8 条 (略)

(資格変動の申出)

第9条 (略)

(准組合員等の脱退)

第10条 (略)

(准組合員等の除名)

第11条 (略)

第3章 会 議

(総代会)

第12条 (略)

(総代の定数)

第13条 総代の定数は、35人とする。

(総代の選挙)

第14条 (略)

(総代の任期)

第15条 (略)

(総代の失職)

第16条 (略)

(通常総代会の時期)

第17条 (略)

(組合員の請求による会議招集)

第18条 (略)

(書面又は代理人による議決)

(資格変動の申出)

第9条 (略)

(准組合員等の脱退)

第10条 (略)

(准組合員等の除名)

第11条 (略)

第3章 会 議

(総代会)

第12条 (略)

(総代の定数)

第13条 総代の定数は、33人とする。

(総代の選挙)

第14条 (略)

(総代の任期)

第15条 (略)

(総代の失職)

第16条 (略)

(通常総代会の時期)

第17条 (略)

(組合員の請求による会議招集)

第18条 (略)

(書面又は代理人による議決)

第 19 条 (略) (議決方法の特例等) 第 20 条 (略) 第 21 条 (略) (議長) 第 22 条 (略) (准組合員等の意見の陳述) 第 23 条 (総会) 第 24 条 (略) 第 4 章 役 員 (役員の数) 第 25 条 この土地改良区の役員定数は、<u>理事 20 人</u>及び監事 3 人と する。 2～4 (略) (役員を選任) 第 26 条 (略) (理事長及び副理事長) 第 27 条 (略) 第 28 条 (略) (事務の決定) 第 29 条 (略) (監事の職務)	第 19 条 (略) (議決方法の特例等) 第 20 条 (略) 第 21 条 (略) (議長) 第 22 条 (略) (准組合員等の意見の陳述) 第 23 条 (総会) 第 24 条 (略) 第 4 章 役 員 (役員の数) 第 25 条 この土地改良区の役員定数は、<u>理事 18 人</u>及び監事 3 人と する。 2～4 (略) (役員を選任) 第 26 条 (略) (理事長及び副理事長) 第 27 条 (略) 第 28 条 (略) (事務の決定) 第 29 条 (略) (監事の職務)
--	--

第 30 条 (略)
(役員の任期等)

第 31 条 (略)
(役員の失職)

第 32 条 (略)

第 5 章 経費の分担
(経費分担の基準)

第 33 条 (略)
(分担金)

第 34 条 (略)
(賦課徴収の方法)

第 35 条 (略)
(夫役の履行)

第 36 条 (略)
(准組合員による賦課金等の分担の申出)

第 37 条 (略)
(賦課金等の分担方法の変更の申出)

第 38 条 (略)
(准組合員による賦課金等の分担)

第 39 条 (略)
(組合員間による賦課金等の分担の申出)

第 40 条 (略)
(特別徴収金)

第 30 条 (略)
(役員の任期等)

第 31 条 (略)
(役員の失職)

第 32 条 (略)

第 5 章 経費の分担
(経費分担の基準)

第 33 条 (略)
(分担金)

第 34 条 (略)
(賦課徴収の方法)

第 35 条 (略)
(夫役の履行)

第 36 条 (略)
(准組合員による賦課金等の分担の申出)

第 37 条 (略)
(賦課金等の分担方法の変更の申出)

第 38 条 (略)
(准組合員による賦課金等の分担)

第 39 条 (略)
(組合員間による賦課金等の分担の申出)

第 40 条 (略)
(特別徴収金)

第 41 条 (略)

第 42 条 (略)

(督促)

第 43 条 (略)

(過怠金)

第 44 条 (略)

(土地改良施設の管理への協力)

第 45 条 (略)

第 6 章 雑 則

(係及び委員会)

第 46 条 (略)

(加入金)

第 47 条 (略)

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第 48 条 (略)

(基本財産)

第 49 条 (略)

(財産の分配の制限)

第 50 条 (略)

(残余財産の帰属者)

第 51 条 (略)

(事業年度)

第 52 条 (略)

第 41 条 (略)

第 42 条 (略)

(督促)

第 43 条 (略)

(過怠金)

第 44 条 (略)

(土地改良施設の管理への協力)

第 45 条 (略)

第 6 章 雑 則

(係及び委員会)

第 46 条 (略)

(加入金)

第 47 条 (略)

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第 48 条 (略)

(基本財産)

第 49 条 (略)

(財産の分配の制限)

第 50 条 (略)

(残余財産の帰属者)

第 51 条 (略)

(事業年度)

第 52 条 (略)

(八斗木地区、宮田地区、守山地区、山田原地区、山田原第2地区、
愛津原地区、南串地区、岡南部地区)(略)

(湯田川・大塚川地区)

市町村名	所在	大字	字 名	地 域
雲仙市	吾妻町	永中名	鬼塚、井流、加藍出、熊崎、志根戸、東平、尾崎、尾尻	一円の 田、畑
		阿母名	隠田、永深、下払、上熊、森田、長山、島田、胴山、琵琶ノ首、富士平、平松	